

横浜市都市計画審議会の傍聴に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市都市計画審議会規則第6条に基づき、横浜市都市計画審議会（以下「審議会」という。）の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

(傍聴者の定員)

第2条 会場における傍聴者の定員は、10人とする。ただし、会長が必要と認めるときは、20人を限度として別途定めることができる。

2 Web会議システム等を用いた傍聴者(以下、Web傍聴者という。)の定員は、第4条の2で規定する手続により、申し込みを受け付けた人数を定員とする。

(報道機関の特例)

第3条 報道機関の傍聴については、別に記者席を設けるものとする。

2 報道機関が会場内の写真撮影、録画及び録音等を行う場合は会議の開始前までに限りこれを認めるものとする。

(会場における傍聴の手続)

第4条 会場における傍聴希望者の受付は、審議会の開始60分前から開始する。その際、傍聴希望者に先着順に傍聴整理券を配付する。

2 審議会の開始30分前の時点で傍聴希望者が定員に満たない場合は、全ての傍聴希望者を傍聴者として決定し、それ以降の傍聴希望者については、定員に達するまで先着順により受付を行う。

3 審議会の開始30分前の時点で傍聴希望者が定員を超える場合は、傍聴整理券により抽選を行い傍聴者を決定する。

4 前2項の規定により傍聴者として決定した者は、係員の指示に従い傍聴整理券と引替えに入場するものとする。

(Web会議システム等を用いた傍聴の手続)

第4条の2 Web傍聴者の受付は、審議会開催の日前7日から開催の日前日17時までの間、横浜市電子申請システムにより受け付ける。

2 係員は、Web傍聴者として申請を受け付けた者に対し、審議会開催時刻までにメール等により、傍聴方法を連絡する。

(会場における秩序の維持)

第5条 会場における傍聴者は、会場の指定された場所に着席しなければならない。

2 傍聴者は、会場において、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。

3 危険物を持っている者、酒気を帯びている者その他会長が会議の運営に支障があると認める者は、会場に立ち入ってはならない。

(Web会議システム等を用いた傍聴における秩序の維持)

第5条の2 Web傍聴者は、審議会の映像及び音声について、写真撮影、録画、録音等を行ってはならない。

また、傍聴受付時に示される注意事項等について順守しなければならない。

(会場からの退去)

第6条 会長は、傍聴者が会議の進行を妨害する等会議の運営に支障となる行為をするときは、当該傍聴者に会議の運営に協力するよう求めるものとする。この場合において、会長は、当該傍聴者がこれに従わないときは、会場からの退去を命じることができる。

附 則

この要領は、平成12年9月5日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年8月31日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年6月1日から施行する。